

(お知らせ)

「水質汚濁防止法に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第1次報告案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について

平成 22 年 12 月 24 日(金)
中央環境審議会水環境部会
排水規制等専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局水環境課)
直通: 03-5521-8313
代表: 03-3581-3351
課長: 吉田 延雄(内線 6610)
補佐: 水原 健介(内線 6615)
担当: 磯部 良太(内線 6629)
(環境省水・大気環境局土壌環境課
地下水・地盤環境室)
直通: 03-5521-8309
室長: 宇仁菅伸介(内線 6670)
補佐: 遠藤 光義(内線 6672)
担当: 堀内健太郎(内線 6675)

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会では、水質汚濁防止法に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第1次報告案)を取りまとめました。

本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成 22 年 12 月 24 日(金)から平成 23 年 1 月 24 日(月)までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1 意見募集の概要について

平成 21 年 11 月 30 日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの 4 項目について、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準若しくは地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目への追加又は基準値の変更が行われたことを受け、同日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問しました。

この諮問は、同審議会水環境部会に付議され、同部会に設置された排水規制等専門委員会において、平成 21 年 12 月より検討を行い、今般、別添のとおり塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの 3 項目について、報告案が取りまとめられましたので、本案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施いたします。同専門委員会においては、頂いた御意見を考慮し、報告案を最終的に取りまとめる予定です。

2 意見提出について(詳細は御意見募集要項参照)

提出期限: 平成 23 年 1 月 24 日(月)

提出方法: 御意見募集要項参照

3 添付資料

- ・御意見募集要項
- ・水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（第1次報告案）